

○すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成29年12月15日

規則第15号

改正 令和元年10月1日規則第6号

令和2年4月1日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年すさみ町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(家賃及び駐車場使用料)

第2条 条例第13条に規定する家賃及び条例第20条第1号に規定する駐車場の使用料は、別表第1のとおりとする。

(入居者の資格)

第3条 条例第6条第1項第1号に規定する新婚世帯にあつては、申込日現在において、配偶者（婚姻の届けをしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を得て5年以内の者であるとし、子育て世帯にあつては、同居者に満18に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる者とする。

(入居の申込み)

第4条 条例第7条第1項の規定による入居の申込みは、子育て世帯向け賃貸住宅入居申込書（様式第1号）を町長に提出して行わなければならない。

2 前項の規定による子育て世帯向け賃貸住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 入居しようとする者全員の所得（条例第2条第2号に規定する所得をいう。以下同じ。）を証明する書類
- (2) 入居しようとする者全員の住民票の写し
- (3) 新婚世帯にあつては、戸籍謄本
- (4) 現在婚約中の者にあつては、その事実を確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

（入居決定者に対する通知）

第5条 条例第7条第2項の規定による通知は、子育て世帯向け賃貸住宅入居者決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（連帯保証人及び極度額）

第6条 条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人の資格は、次のとおりとする。

- (1) 原則として入居決定者の親族であること。
- (2) 確実な保証能力を有する者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 連帯保証人が負担する極度額は、連帯保証する入居者の入居時の家賃に12を乗じた額を限度とする。

（請書）

第7条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、様式第3—1号とし、条例第12条に規定する承継に係る請書は、様式第3—2号

によるものとする。

(連帯保証人の変更)

第8条 入居者は、連帯保証人が住所、氏名等を変更したときは、子育て世帯向け賃貸住宅連帯保証人住所等変更届出書（様式第4号）を、また死亡、行方不明及び後見開始又は補佐開始の審判を受けた場合は、子育て世帯向け賃貸住宅連帯保証人変更届（様式第5号）を速やかに町長に届け出なければならない。

(入居可能日の通知)

第9条 条例第10条第2項の規定による入居可能日の通知は、子育て世帯向け賃貸住宅入居可能日通知書（様式第6号）により行うものとする。

(同居の承認)

第10条 入居者は、条例第11条の規定による同居の承認を受けるときは、子育て世帯向け賃貸住宅同居承認申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による子育て世帯向け賃貸住宅同居承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 入居者又はその同居者と同居させようとする者の続柄を証明する書類
- (2) 同居させようとする者の所得を証明する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、子育て世帯向け賃貸住宅同居承認書（様式第8号）によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(同居者変更の届出)

第11条 入居者は、同居人について死亡、転居等により変更が生じたときは速やかに子育て世帯向け賃貸住宅同居者変更届出書（様式第9号）により町長に届け出なければならない。

(氏名変更の届出)

第12条 入居者は、本人及び同居者の氏名について変更が生じたときは、速やかに子育て世帯向け賃貸住宅入居者等氏名変更届出書（様式第10号）により町長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第13条 条例第12条の規定による入居の承継の承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実発生後14日以内に子育て世帯向け賃貸住宅入居承継承認申請書（様式第11号）により町長に申請しなければならない。

2 入居承継の承認の申請は、原則として次の各号の事由による場合に、入居者と同居していた親族及び配偶者が行うことができるものとする。

(1) 入居者の死亡

(2) 入居者の退去

(3) その他特別な事情がある場合

3 町長は、第1項の規定により提出された子育て世帯向け賃貸住宅入居承継承認申請書に係る事項を承認したときは、子育て世帯向け賃貸住宅入居承継承認書（様式第12号）によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

4 前項の規定により、入居承継の承認を受けた者は、新たに様式3—2号の請書を町長に提出しなければならない。ただし、敷金は

承継する。

(所得の申告)

第14条 条例第14条に規定する所得の申告は、前年の所得を子育て世帯向け賃貸住宅入居者所得申告書（様式第13号）に記載し毎年7月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による子育て世帯向け賃貸住宅入居者所得申告書には、次に掲げる書類を添付若しくは提示しなければならない。

- (1) 入居者全員の所得を証明する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 子育て世帯向け賃貸住宅に入居後最初の所得の申告において、第4条に規定する入居の申込みの際に提出した書類（以下「入居申告書類」という。）によって入居者全員の前年の所得を証明することができるときは、前2項の規定にかかわらず、規定する所得の申告が行われたものとみなすことができる。

(入居者が負担する修繕費用)

第15条 条例第20条第3号に規定する入居者が負担する修繕費用は、次のとおりとする。

- (1) ガラスのはめ替えに要する費用
- (2) 建具の修繕及び建具に付属するかぎ等金物類の修繕及び取替えに要する費用
- (3) むれ縁、床板等の部分的な修繕に要する費用
- (4) 壁の汚損箇所の塗替えに要する費用
- (5) 流し台、調理台、コンロ台、戸棚等の部分的な修繕及び付属金物類の取替えに要する費用

- (6) 電球、反射傘、スイッチ、コンセント、ソケット、ヒューズ等の修繕及び取替えに要する費用
- (7) ガス栓の修繕及び取替えに要する費用
- (8) 給水栓の修繕及び取替えに要する費用
- (9) 浴槽、湯沸器、便器、手洗器及び洗面器に付属する金物類等の修繕及び取替えに要する費用

2 前項各号に掲げるもの以外で、構造上重要でない部分の修繕

(入居者の報告義務)

第16条 入居者は、住宅を滅失し、又は損傷したときは、その状況を町長に報告しなければならない。

(禁止する行為)

第17条 条例第22条の規定に違反する行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 犬、猫及びその他鳥獣類を当該子育て世帯向け賃貸住宅又はその敷地内で飼育する行為。
- (2) 他の入居者に不快感を与える騒音を発する行為。
- (3) 前2号に定めるもののほか、周辺の環境を乱し、又は他に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると町長が認める行為。

(一時不在の届出)

第18条 条例第23条の規定による届出は、子育て世帯向け賃貸住宅一時不使用届出書（様式第14号）により行わなければならない。

(模様替え等の承認)

第19条 条例第26条第1項ただし書きの規定による町長の承認を受けようとする者は、子育て世帯向け賃貸住宅模様替え等承認申請書

(様式第15号) に関係図面を添付して町長に提出しなければならない。

- 2 模様替え等については、その規模、構造、配置及び通風、採光、衛生、防災等、子育て世帯向け賃貸住宅の機能及び管理上支障がなく、かつ、居住上必要やむを得ないと認められるものに限り行うことができる。
- 3 町長は、第1項の規定により提出された子育て世帯向け賃貸住宅模様替え等承認申請書にかかる事項を審査決定し、14日以内にその結果を子育て世帯向け賃貸住宅模様替え等承認申請に対する通知書（様式第16号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（明渡しの届出）

第20条 条例第27条第1項の規定による明け渡す住宅の検査を受けようとする者は、子育て世帯向け賃貸住宅明渡し届出に伴う検査依頼書（様式第17号）を町長に提出しなければならない。

（明渡しの請求）

第21条 町長は、条例第28条第1項の規定により明渡しの請求を行う場合は、子育て世帯向け賃貸住宅明渡請求書（様式第18号）により通知するものとする。

（身分証明証）

第22条 第29条第3項に規定する子育て世帯向け賃貸住宅の検査に当たる者の身分証明証は、様式第19号によるものとする。

（その他）

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第 6 号）

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則によるすさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 6 条の規定は、この条例施行規則の施行の日以後に生じた入居の手続きに係る連帯保証について適用し、同日前に生じた入居の手続きに係る連帯保証については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	間取	家賃	駐車場使用料
サニーヒルズ立野	3LDK	47,000円	2,037円（税込）
	2LDK	37,000円	（最大 2 台駐車可）



様式第1号 (第4条関係)

										受付番号 (抽選番号) ※				
住宅名及び住宅番号			書類審査			入居者資格審査				判定				
			※			※				合 否		判 定	備 考	
										※		※		
子育て世帯向け賃貸住宅入居申込書														
ふりがな							勤務先							
氏名							の名称							
現住所		電話番号 ( ) -					勤務先の所在地		電話番号 ( ) -					
区 分	続柄	氏 名	生年月日	性別	該当する欄に○をつけてください。					特 別 障害者	その 他の 障害者	職業又は学校 (学年)	年間所得金額	備 考
					扶 養 親 族	特 定 扶 養 親 族	寡 婦 寡 夫	老 扶 親 族	人 養 親 族					
入居しようとする者及び同居させようとする者の状況														
別居配偶者との状況														
上記の子育て世帯向け賃貸住宅に入居したいので、関係資料を添えて申し込みます。														
年 月 日														
す さ み 町 長 様														

- 注意事項
- この申請書は、内容を確認し、正確に記載してください。(万一、事実と相違した内容や記載がある場合は、失格となります。)
  - ※印の欄は、記入しないでください。
  - 関係書類は、一切返却いたしません。
- 添付書類
- 入居しようとする者全員の収入(条例第2条第2号に規定する所得をいう。)を証明する書類
  - 入居しようとする者全員の住民票の写し
  - 新婚世帯にあっては、戸籍謄本
  - 現在婚約中の者にあっては、その事実を確認できる書類
  - その他町長が必要と認める書類(暴力団員でないことを示す誓約書等)

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

すさみ町長 ◎

子育て世帯向け賃貸住宅入居者決定通知書

さきに申込みのあった子育て世帯向け賃貸住宅の入居については、あなたを下記子育て世帯向け賃貸住宅の入居者として決定したので、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年すさみ町条例第20号）第7条第2項の規定により通知します。

なお、下記に記載された期限までに請書の提出及び敷金の納付の手続をしない場合には、当該入居の決定を取り消すことがあります。

おって、請書の提出及び敷金の納付の手続がされた後に当該子育て世帯向け賃貸住宅への入居可能日を通知します。

記

住宅の所在地			
住宅名及び住宅番号	サニーヒルズ立野		号
家賃	月額	円	
入居者負担額	月額	円	
入居者及びその同居者	氏名	生年月日	
請書の提出期限	年 月 日		
敷金	金 円	納付期限	年 月 日
その他			

様式3-1号(第7条関係)

子育て世帯向け賃貸住宅入居の請書

年 月 日

すさみ町長 様

1 入居名義人( )は、次に掲げる子育て世帯向け賃貸住宅の入居にあたり、当該子育て世帯向け賃貸住宅の使用に関しすさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成29年すさみ町条例第20号。以下「条例」という。)及びすさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成29年すさみ町規則第15号)の規定並びに下記事項を堅く守ることを連帯保証人との連署をもって誓約します。

住宅の表示	(サニーヒルズ立野	号)
入居時の家賃の額	(月 額	円)
入居者負担額	(月 額	円)
敷金の額	(	円)

記

- (1) 家賃は、子育て世帯向け賃貸住宅使用料通知書に記載されている納期限内に納付します。
- (2) 団地内において、犬・猫その他鳥獣類の飼育をしません。また、周辺の環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為をしません。
- (3) 共益費等の滞納など入居者の共同の利益に反する行為をしません。
- (4) 子育て世帯向け賃貸住宅を明渡すときは、必要な修繕を行います。
- (5) 毎年度、条例で定めるところにより町長に対し入居者及び同居者の収入を申告します。
- (6) 次に掲げる場合は、あらかじめ町長の承認を得ます。
  - ア 連帯保証人の変更をしようとするとき。
  - イ 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
  - ウ 子育て世帯向け賃貸住宅の模様替えをしようとするとき。
  - エ 入居者が死亡し、又は退去した場合、同居人が入居者の承継を希望するとき。
- (7) 次に掲げる場合は、町長に届けます。
  - ア 子育て世帯向け賃貸住宅に入居したとき。
  - イ 連帯保証人の住所、氏名、勤務先等に変更があったとき。
  - ウ 同居人に出生、転出、死亡等の異動又は氏名の変更があったとき。
  - エ 子育て世帯向け賃貸住宅又は共同施設に修繕(破損ガラスの取り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。)の必要が生じたとき。
  - オ 子育て世帯向け賃貸住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
  - カ 子育て世帯向け賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
  - キ 子育て世帯向け賃貸住宅を明け渡すとき。

- 2 連帯保証人甲( )乙( )は、次の事項を堅く守ります。
- (1) 入居名義人が上記事項に違反した場合に町長が行なう是正・指導に協力し、また、次に掲げる場合は当該入居者にその債務又は修繕若しくは原状回復に要する費用を負担させる事の協力を承諾します。
    - ア 入居者が家賃及び入居者負担金又はその他の金銭を滞納したとき。
    - イ 入居者が入居者の負担すべき子育て世帯向け賃貸住宅又は共同施設の修繕に要する費用を支払わないとき。
    - ウ 入居者が町長に無断で子育て世帯向け賃貸住宅を立ち退いたとき。
  - (2) 入居者が町長に無断で子育て世帯向け賃貸住宅を立ち退いたときは、入居者に代わって自己の責任において、子育て世帯向け賃貸住宅明渡届出書の提出及び家財等の処分について町に協力します。

入居名義人

ふりがな			性別	生年月日
氏名		㊟		年月日
住所	(電 話) ( ) —			
勤務先の所在地、名称	(電 話) ( ) —			
緊急連絡先	氏名			
	住所	(自宅電話) ( ) —		
		(勤務先電話) ( ) —		

連帯保証人甲

ふりがな		㊟	入居名義人との続柄	生年月日
氏名				年月日
住所	(電 話) ( ) —			
勤務先の所在地、名称	(電 話) ( ) —			
所得	年 額 円			
極 度 額	入居時の家賃の12か月分			

連帯保証人乙

ふりがな		㊟	入居名義人との続柄	生年月日
氏名				年月日
住所	(電 話) ( ) —			
勤務先の所在地、名称	(電 話) ( ) —			
所得	年 額 円			
極 度 額	入居時の家賃の12か月分			

※印鑑証明書及び課税証明書を添付して下さい。

様式3-2号(第7条関係)

承 継 に 係 る 請 書

年 月 日

すさみ町長 様

1 入居名義人( )は、次に掲げる子育て世帯向け賃貸住宅の入居にあたり、当該子育て世帯向け賃貸住宅の使用に關しすさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に關する条例(平成29年すさみ町条例第20号。以下「条例」という。)及びすさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に關する条例施行規則(平成29年すさみ町規則第15号)の規定並びに下記事項を堅く守ることを連帯保証人との連署をもって誓約します。

住 宅 の 表 示	(サニーヒルズ立野	号)
入居時の家賃の額	(月 額	円)
入居者負担額	(月 額	円)

記

- (1) 家賃は、子育て世帯向け賃貸住宅使用料通知書に記載されている納期限内に納付します。
  - (2) 団地内において、犬・猫その他鳥獣類の飼育をしません。また、周辺の環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為をしません。
  - (3) 共益費等の滞納など入居者の共同の利益に反する行為をしません。
  - (4) 子育て世帯向け賃貸住宅を明渡すときは、必要な修繕を行いません。
  - (5) 毎年度、条例で定めるところにより町長に対し入居者及び同居者の収入を申告します。
  - (6) 次に掲げる場合は、あらかじめ町長の承認を得ます。
    - ア 連帯保証人の変更をしようとするとき。
    - イ 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
    - ウ 子育て世帯向け賃貸住宅の模様替え等をしようとするとき。
    - エ 入居者が死亡し、又は退去した場合、同居人が入居者の承継を希望するとき。
  - (7) 次に掲げる場合は、町長に届けます。
    - ア 子育て世帯向け賃貸住宅に入居したとき。
    - イ 連帯保証人の住所、氏名、勤務先等に変更があったとき。
    - ウ 同居人に出生、転出、死亡等の異動又は氏名の変更があったとき。
    - エ 子育て世帯向け賃貸住宅又は共同施設に修繕(破損ガラスの取り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。)の必要が生じたとき。
    - オ 子育て世帯向け賃貸住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
    - カ 子育て世帯向け賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
    - キ 子育て世帯向け賃貸住宅を明け渡すとき。
- 2 連帯保証人乙( )丙( )は、次の事項を堅く守ります。
- (1) 入居名義人が上記事項に違反した場合に町長が行なう是正・指導に協力し、また、次に掲げる場合は当該入居者にその債務又は修繕若しくは原状回復に要する費用を負担させる事の協力を承諾します。
    - ア 入居者が家賃及び入居者負担金又はその他の金銭を滞納したとき。
    - イ 入居者が入居者の負担すべき子育て世帯向け賃貸住宅又は共同施設の修繕に要する費用を支払わないとき。
    - ウ 入居者が町長に無断で子育て世帯向け賃貸住宅を立ち退いたとき。
  - (2) 入居者が町長に無断で子育て世帯向け賃貸住宅を立ち退いたときは、入居者に代わって自己の責任において、子育て世帯向け賃貸住宅明渡し出書の提出及び家財等の処分について町に協力します。

入居名義人

ふりがな			性別	生年月日
氏名		㊟		年月日
住所	(電話) ( ) —			
勤務先の所在地、名称	(電話) ( ) —			
緊急連絡先	氏名			
	住所	(自宅電話) ( ) —		
		(勤務先電話) ( ) —		

連帯保証人甲

ふりがな			入居名義人との続柄	生年月日
氏名		㊟		年月日
住所	(電話) ( ) —			
勤務先の所在地、名称	(電話) ( ) —			
所得	年額 円			
極度額	入居時の家賃の12か月分			

連帯保証人乙

ふりがな			入居名義人との続柄	生年月日
氏名		㊟		年月日
住所	(電話) ( ) —			
勤務先の所在地、名称	(電話) ( ) —			
所得	年額 円			
極度額	入居時の家賃の12か月分			

※印鑑証明書及び課税証明書を添付して下さい

様式第4号（第8条関係）

子育て世帯向け賃貸住宅連帯保証人住所等変更届出書

年 月 日

すさみ町長 様

住 所 すさみ町 番地  
(サニーヒルズ立野 号)  
氏 名 ㊤  
電話番号 ( ) —

子育て世帯向け賃貸住宅の入居の請書に係る連帯保証人の住所、氏名等について、下記のとおり変更があったので、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年すさみ町規則第15号）第8条の規定により届出します。

記

1 変更の内容

変更事項	旧	新	
ふりがな			
氏 名		㊤	
住 所		/	
電話番号	( ) —		( ) —
勤務先の所在地及び名称			
電話番号	( ) —		( ) —
変更年月日	年 月 日	年 月 日	

※ 印鑑証明書を添付して下さい。

様式第5号（第8条関係）

子育て世帯向け賃貸住宅連帯保証人変更届

すさみ町長 様

年 月 日

住 所 すさみ町 番地  
 (サニーヒルズ立野 号)  
 氏 名 ⑥  
 電話番号 ( ) ー

年 月 日付けで町長に提出した子育て世帯向け賃貸住宅の入居の請書について、下記のとおり連帯保証人を変更したいので、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年すさみ町規則第15号）第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 旧連帯保証人の氏名及び新連帯保証人の氏名
  - (1) 旧連帯保証人の氏名
  - (2) 新連帯保証人の氏名
- 2 連帯保証人を変更する理由

3 新連帯保証人の請書

- 入居者 ー に関し連帯保証人 ー は、次の事項を堅く守ります。
- (1) 入居者がすさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年すさみ町条例第20号。以下「条例」という。）及びすさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年すさみ町規則第15号。以下「規則」という。）の規定並びに 年 月 日付けで町長に提出した子育て世帯向け賃貸住宅の入居の請書の1の記（以下「1の記」という。）に掲げる事項に違反した場合には、町長が行う是正措置及びその指導に協力します。
  - (2) 入居者義人が下記事項に違反した場合に町長が行う是正措置に協力する事を承諾します。
    - ア 入居者が家賃又はその他の金銭を滞納したとき。
    - イ 入居者が負担すべき子育て世帯向け賃貸住宅又は共同施設の修繕に要する費用を支払わないとき。
    - ウ 入居者が町長に無断で子育て世帯向け賃貸住宅を立ち退いたとき。
  - (3) 入居者が町長に無断で子育て世帯向け賃貸住宅を立ち退いた場合には、入居者に代わって子育て世帯向け賃貸住宅明渡し届出書の提出を行い、及び入居者に係る家財等の処分について町に協力します。

連帯保証人

ふりがな 氏名	-----	⑥	名義人との続柄	生年月日
				年 月 日
住所	電話番号 ( ) ー			
勤務先の住所 地、名称及び 電話番号	電話番号 ( ) ー			
収入額	年額	円	極度額	入居時の家賃の12か月分 (入居時家賃額 円)

※ 印鑑証明書及び課税証明書を添付して下さい。



様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

すさみ町長 @

子育て世帯向け賃貸住宅入居可能日通知書

年 月 日付け 第 号であなたを入居者として決定した子育て世帯向け賃貸住宅について、あなたのすさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年すさみ町条例第20号）第10条第1項に掲げる手続が完了しましたので、同条例第10条第4項の規定により、子育て世帯向け賃貸住宅への入居可能日を下記のとおり通知します。

記

子育て世帯向け賃貸住宅への入居可能日	年 月 日
子育て世帯向け賃貸住宅の所在地	すさみ町
子育て世帯向け賃貸住宅の団地名及び住宅番号	サニーヒルズ立野 号
注 意 事 項	(1) 入居可能日から14日以内に入居してください。その期間内に入居しない場合には、当該入居決定を取り消すことがあります。 (2) 子育て世帯向け賃貸住宅に入居した後速やかに、子育て世帯向け賃貸住宅入居届出書を提出してください。この場合において、当該届出書には、新住所地における入居者及びその同居者全員が記載された住民票の写しを添付してください。

様式第7号(第10条関係)

子育て世帯向け賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

すさみ町長 様

住 所 すさみ町 番地  
(サニーヒルズ立野 号)  
氏 名 @  
電話番号 ( ) —

下記の者を子育て世帯向け賃貸住宅に同居させたいので、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成29年すさみ町規則第15号)第10条第1項の規定により申請します。

記

1 同居させようとする者

ふりがな 氏 名	生年月日	入居者 との 続 柄	性 別	職 業	勤務先の名称、所在地及 び電話番号	年間所得 金 額	備 考
-----					( ) —		
-----					( ) —		
-----					( ) —		
-----					( ) —		

2 同居させようとする日

年 月 日

3 理 由

- 添付書類 1 入居者又はその同居者と同居させようとする者の続柄を証明する書類  
2 同居させようとする者の所得を証明する書類  
3 その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第10条関係）

す総第369号  
平成31年1月18日

住 所 　　すさみ町周参見2995-1番地  
　　　　　（サニーヒルズ立野A101号）  
前地 孝哉 様

すさみ町長 岩田 勉 ㊟

子育て世帯向け賃貸住宅同居承認書

平成31年1月16日付けで申請のあった同居を、下記により承認したので通知する。

記

1 同居を承認した者

ふりがな 氏 名	生年月日	入居者 との 続 柄	性 別	職 業	勤務先の名称、所在 地及び電話番号	備 考
まえじ ゆいみ 前地 結心	H31.1.9	子	女		( ) —	
					( ) —	
					( ) —	
					( ) —	

2 その他

様式第9号（第11条関係）

子育て世帯向け賃貸住宅同居者変更届出書

年 月 日

すさみ町長 様

住 所 すさみ町 番地  
(サニーヒルズ立野 号)  
氏 名 ⑥  
電話番号 ( ) ー

下記のとおり子育て世帯向け賃貸住宅の同居者に変更があったので、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年すさみ町規則第15号）第11条第1項の規定により届け出ます。

記

1 変更のあった同居人

ふりがな 氏 名	生年月日	入居者 と 続 柄	性 別	変更の内容	変更のあった 年 月 日	備 考

添付書類 同居者について変更が生じた事実を証明する書類

様式第 10 号 (第 12 条関係)

子育て世帯向け賃貸住宅入居者等氏名変更届出書

年 月 日

すさみ町長 様

住 所 すさみ町 番地  
(サニーヒルズ立野 号)  
氏 名 ㊤  
電話番号 ( ) ー

下記のとおり子育て世帯向け賃貸住宅の〔入居者同居者〕がその氏名を変更したので、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 29 年すさみ町規則第 15 号) 第 12 条の規定により届け出ます。

記

1 氏名の変更

変 更 前		変 更 後	
ふりがな		ふりがな	
氏 名		氏 名	

2 氏名変更の理由

添付書類 氏名の変更があったことを証明する書類

様式第 11 号（第 13 条関係）

子育て世帯向け賃貸住宅入居承継承認申請書

年 月 日

すさみ町長 様

住 所 すさみ町 番地  
(サニーヒルズ立野 号)  
氏 名 ◎  
電話番号 ( ) ー

子育て世帯向け賃貸住宅の入居者が〔死亡退去〕したので、当該入居者と同居していた者として引き続き当該子育て世帯向け賃貸住宅に居住いたしたく、下記のとおりすさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成 29 年すさみ町条例第 20 号）第 1 2 条第 1 項の規定により入居の承継の承認を申請します。

記

1 入居者及び入居の承継の承認を申請する者（承継人）

入 居 者		承 継 人	
氏 名		氏 名	
入居年月日	年 月 日	同居年月日	年 月 日

2 入居の承継の申請を行う理由

(1) 承継理由

(2) 承継理由が発生した年月日

- 添付書類 1 入居者と承継人の続柄を証明する書類  
2 入居者が死亡した場合にあっては、その事実を証明する書類  
3 その他町長が必要と認める書類

様式第12号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

住 所 　　すさみ町 　　　　　番地  
　　　　　（サニーヒルズ立野 　　　号）  
　　　　　　　　　　　　　　　様

すさみ町長 　　　　　㊟

子育て世帯向け賃貸住宅入居承継承認書

年 月 日付けで申請のあった入居承継を、下記のとおり承認したので通知する。

記

1 入居者及び入居の承継を承認する者（承継人）

入 居 者		承 継 人	
氏 名		氏 名	
入居年月日	年 月 日	同居年月日	年 月 日

様式第 13 号 (第 14 条関係)

子育て世帯向け賃貸住宅入居者所得申告書

すさみ町長 様

すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 29 年すさみ町規則第 15 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり 年度分の所得について申告します。  
年 月 日

入居者氏名 ㊟  
住 所 すさみ町 番地  
(サニーヒルズ立野 号)

区分	続柄	氏名	生年月日	性別	該当する欄に○をつけてください					特別障害	その他の障害	職業または学校(学年)	所得金額	入退去年月日
					扶養親族	特定扶養	老年者	寡夫寡婦	老人扶養					

- 添付書類 1 入居者及びその同居者全員の所得を証明する書類  
2 入居者及びその同居者が身体障害者等公営住宅法施行令第 6 条第 1 項及び第 2 項各号のいずれかに該当する場合にあってはその事実を証明する書類  
3 その他町長が必要と認める書類



様式第 14 号（第 18 条関係）

子育て世帯向け賃貸住宅一時不使用届出書

年 月 日

すさみ町長 様

住 所 すさみ町 番地  
(サニーヒルズ立野 号)  
氏 名 ④  
電話番号 ( ) ー

下記のとおり子育て世帯向け賃貸住宅を引き続き 15 日以上使用しないので、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成 29 年すさみ町条例第 20 号）第 23 条の規定により届け出ます。

記

- 1 子育て世帯向け賃貸住宅を引き続き使用しない期間  
年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 子育て世帯向け賃貸住宅を引き続き 15 日以上使用しない理由
- 3 子育て世帯向け賃貸住宅を引き続き 15 日以上使用しない間の当該子育て世帯向け賃貸住宅の維持管理の方法
- 4 入居者負担額の納付通知書の送付先及び入居者負担額の納付方法
- 5 子育て世帯向け賃貸住宅を引き続き 15 日以上使用しない間の入居者及びその同居者の滞在場所並びにこれらの者に対する連絡の方法

連絡先住所  
連絡先電話番号 ( ) ー  
連絡先氏名 (入居者との続柄 )

様式第 15 号 (第 19 条関係)

子育て世帯向け賃貸住宅模様替え等承認申請書

年 月 日

すさみ町長 様

住 所 すさみ町 番地  
(サニーヒルズ立野 号)  
氏 名 ④  
電話番号 ( ) ー

下記のとおり子育て世帯向け賃貸住宅を模様替え等したいので、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成 29 年すさみ町条例第 20 号)第 26 条第 1 項ただし書の規定により承認されたく、下記のとおり申請します。

なお、次の事項を堅く守り、後日異議の申立てはいたしません。

- 1 住宅明渡しの際は、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 26 条第 2 項の規定に基づき、自費で撤去して原形に復します。
- 2 模様替え等について取除きの指示があった場合には、即時自費で撤去し、原形に復します。
- 3 工事の施行に際し隣家に迷惑のかからないよう配慮し、既設建物に損害を与えたり、加工したりせず、かつ自立構造とします。

記

模様替え等をしようとする内容

模様替え等を行なう床面積	m <sup>2</sup>	工事後の用途	
模様替え等を行なう理由			
工事の仕様			
工事の期間	年 月 日から	年 月 日まで	

- 添付書類 1 工事の仕様書、2 工事の位置図、平面図、立面図及び断面図 各 2 部  
3 その他町長が必要と認める書類

様式第 16 号 (第 19 条関係)

第 号  
年 月 日

住 所 　　すさみ町 　　　　　番地  
　　　　　(サニーヒルズ立野 　　　号)  
　　　　　　　　　　　　　　　様

すさみ町長 　　　　　◎

子育て世帯向け賃貸住宅模様替え等申請に対する通知書

年 月 日付けで提出のあった子育て世帯向け賃貸住宅模様替え等承認申請について下記の通り決定したので、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 29 年すさみ町規則第 15 号) 第 17 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 申請に対する回答

--

2 承認内容

模様替え等を行う床面積	㎡	工事後の用途	
工事の内容			
工事の期間	年 月 日から	年 月 日まで	

なお、承認に関し下記事項を厳守すること。

- 1 住宅明渡しの際は、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 26 条第 2 項の規定に基づき、自費で撤去して原形に復すこと。
- 2 模様替え等について取除きの指示があった場合には、即時自費で撤去し、原形に復すこと。
- 3 工事の施行に際し隣家に迷惑のかからないよう配慮し、既設建物に損害を与えたり、加工したりせず、かつ自立構造とすること。

様式第 17 号 (第 20 条関係)

子育て世帯向け賃貸住宅明渡し届出に伴う検査依頼書

年 月 日

すさみ町長 様

住 所 すさみ町 番地  
(サニーヒルズ立野 号)  
氏 名 ㊤  
電話番号 ( ) ー

下記のとおり子育て世帯向け賃貸住宅を明け渡しますので、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成 29 年すさみ町条例第 20 号)第 27 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

明 渡 し 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	住 所 電話番号 ( ) ー
模様替え等の有無	有(内容: ) 無
*検査者意見	年 月 日 明渡し確認 ㊤

注意事項 \*印の欄は記入しないでください。

様式第 18 号 (第 21 条関係)

第 号  
年 月 日

住 所 　　すさみ町 　　　　　番地  
　　　　　(サニーヒルズ立野 　　　号)  
　　　　　　　　　　　　　　　様

すさみ町長 　　　　　◎

子育て世帯向け賃貸住宅明渡請求書

下記の子育て世帯向け賃貸住宅について、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成 29 年すさみ町条例第 20 号)第 28 条第 1 項の規定により子育て世帯向け賃貸住宅の明渡しを請求します。

記

明 渡 し 期 限	年 月 日
明渡し請求の理由	
明 渡 し 日 迄 の 入 居 者 負 担 額	円 ( 年 月 日より適用)

注意事項 明渡しを請求を受けた入居者は、速やかに当該子育て世帯向け賃貸住宅を明け渡すこと。

様式第 19 号（第 22 条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 証
所 属 名
職 氏 名
生 年 月 日
上記の者は、すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成 29 年すさみ町条例第 20 号）第 27 条第 1 項及び第 29 条第 3 項の規定により、子育て世帯向け賃貸住宅の検査をする職員であることを証明する。
年 月 日 交付
すさみ町長 ㊟

（裏）

すさみ町子育て世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（抜粋）
（住宅の検査）
<b>第 27 条</b> 入居者は、子育て世帯向け賃貸住宅を明け渡そうとするときは、5 日前までに町長に届け出て、町長の指定する者の検査を受けなければならない。
（立入検査）
<b>第 29 条</b> 町長は、子育て世帯向け賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、町長の指定した者に子育て世帯向け賃貸住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
2 前項の検査において、現に使用している子育て世帯向け賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該子育て世帯向け賃貸住宅の入居者の承諾を得なければならない。
3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、身分を示す証票を携帯し、これを提示しなければならない。

備考 縦 6 センチメートル、横 8 センチメートルとする。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式3—1号 (第7条関係)

様式3—2号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第12条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第13条関係)

様式第13号 (第14条関係)

様式第14号 (第18条関係)

様式第15号 (第19条関係)

様式第16号 (第19条関係)

様式第17号 (第20条関係)

様式第18号 (第21条関係)

様式第19号 (第22条関係)